

別紙（第5条関係）

会 議 録

会議の名称	和泉市政治倫理審査会
開催日時	平成19年8月7日（火） 14時00分から15時00分まで
開催場所	和泉市役所別館3階市議会委員会室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政治倫理審査会委員 中島委員、丸山委員、遠藤委員、鈴木委員、古川委員</li> <li>・理事者側 井坂市長、林副市長 堀内危機管理監、寺西危機管理室長、川阪主幹、山本</li> <li>・傍聴人1名</li> </ul>
会議の議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・和泉市の入札・契約制度及び公正な職務遂行制度改革への提言について</li> <li>・和泉市長の政治倫理に関する条例について</li> <li>・質疑応答</li> <li>・その他</li> </ul>
会議の要旨	和泉市長の政治倫理に関する条例制定の経過と本条例の概要について説明をした。 会長及び副会長を決定した。
会議録の作成方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>全文記録</li> <li>○ 要点記録</li> </ul>
記録内容の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議の議長の確認を得ている</li> <li>出席した構成員全員の確認を得ている</li> <li>その他（ ）</li> </ul>
その他の必要事項	

審 議 内 容 （ 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 ）

（ 司 会 ） 審 査 会 開 会

（ 市 長 ） 委 嘱 状 の 交 付

（ 市 長 ） あ い さ つ

（ 司 会 ） 委 員 紹 介

（ 司 会 ） 会 長 、 副 会 長 の 選 任 に つ き 、 事 務 局 よ り 丸 山 委 員 を 会 長 に 清 水 委 員 を 副 会 長 に 推 薦 し 提 案 す る 、 委 員 全 員 の 承 認 を 得 る 。

（ 丸 山 会 長 ） あ い さ つ

議 題 1 ． 和 泉 市 の 入 札 ・ 契 約 制 度 及 び 公 正 な 職 務 遂 行 制 度 改 革 へ の 提 言 つ い て

（ 事 務 局 ） 提 言 の 考 え 方 、 内 容 を 説 明 し た 。

議 題 2 ． 和 泉 市 長 の 政 治 倫 理 に 関 す る 条 例 に つ い て

（ 事 務 局 ） 和 泉 市 長 の 政 治 倫 理 に 関 す る 条 例 の 柱 と な る 、 政 治 倫 理 基 準 、 政 治 倫 理 審 査 会 、 資 産 公 開 制 度 、 問 責 制 度 の 4 点 に つ い て 説 明 す る 。

議 題 3 ． 質 疑 応 答

（ 委 員 ） 1 0 0 人 以 上 の 連 署 が あ れ ば 、 こ の 審 査 会 が 開 催 さ れ る と い う こ と で す か ？

（ 事 務 局 ） 1 0 0 人 以 上 の 連 署 と 、 政 治 倫 理 基 準 に 違 反 す る 疑 い を 証 す る 書 面 が 必 要 に な り ま す 。

（ 委 員 ） 証 す る 書 面 は 、 具 体 的 に ど の よ う な も の が 想 定 さ れ ま す か 。

（ 事 務 局 ） 新 聞 記 事 や 写 真 、 そ の 他 文 章 な ど も 含 み ま す 。

（ 委 員 ） 市 民 か ら の 告 発 の 封 書 や 手 紙 な ど も 証 す る 書 面 と な り ま す か 。

（ 事 務 局 ） は い 。

（ 委 員 ） 条 例 の 施 行 規 則 に 様 式 第 7 号 が あ り ま す が 、 こ れ が 提 出 さ れ る と い う こ と に な る の で す か ？

（ 事 務 局 ） は い 。

（ 委 員 ） 市 長 は 、 調 査 請 求 書 を 受 け 取 っ て か ら 7 日 以 内 に 審 査 会 に 提 出 し な け れ ば な ら な い と い う こ と で し ょ う か 。

（ 事 務 局 ） は い 。

（ 委 員 ） 連 署 と 一 緒 に 添 付 さ れ た 、 書 面 等 が 疑 い を 証 す る 書 面 で あ る と い う の を だ れ が 判 断 す る の で す か 。 ま た 、 こ の 審 査 会 へ 調 査 依 頼 は 市 長 が 出 す の で す か 。

（ 事 務 局 ） 審 査 会 へ の 調 査 依 頼 は 市 長 が 出 し ま す 。 そ の 場 合 に 、 疑 い を 証 す る 書 面 で あ る か ど う か は 、 市 長 が 判 断 す る こ と に な り ま す が 、 流 れ と し て は 市 長 が 審 査 会 へ の 調 査 及 び 審 査 を 求 め る こ と に な り ま す 。

（ 委 員 ） こ の 審 査 会 は 、 市 民 か ら の 調 査 請 求 と か な い 場 合 に も 、 必 要 が あ っ た 場 合 は 開 く こ と も あ り え る の で す か 。

（ 事 務 局 ） 基 本 的 に は 、 市 民 か ら の 調 査 請 求 に 基 づ き 本 審 査 会 が 開 催 さ れ る も の で あ り ま す が 、 委 員 の 皆 様 に ご 報 告 を し な け れ ば な ら な い 案 件 が あ る と き や こ の 政 治 倫 理 条 例 が 大 幅 に 変 更 に な っ た と き な ど は 、 会 長 と 相 談 さ せ て い た だ い て 開 く こ と も あ り え ま す 。

（ 委 員 ） 調 査 す る 場 合 に 、 例 え ば 事 情 徴 収 の 相 手 に 断 ら れ た 場 合 に は 、 何 か ペ ナ ル テ ィ と か

あるのですか。

(事務局)強制力はないので、条例の趣旨を理解していただいてご協力をいただくこととなります。

(委員)実際に事件性があるって警察が介入するのと並行して、この審査会が調査をすることは、ありますか。

(事務局)本審査会の対応は倫理上の観点になります。事件性があるって警察が介入する事態になると、警察に任せる形になるかと思えます。

(委員)刑事事件にまではいかないが、市民の方がこの審査会に調査をもとめてみようという、案件はどんなものが予想されますか。

(事務局)市が行う許可若しくは認可について、例えば、特定の団体に有利な取り扱いをしているのでないかと、入札妨害までもいかないが有利に取り計らっているのではないかと疑問が生じた場合でなかろうかと思えます。

(委員)平成7年の市長の資産を公開する条例との関係はどうなってますか。

(事務局)このときの政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例では、十分な政治倫理への対応が図れないという反省から、資産等の公開を組み入れた今回の条例の制定となったものです。